

平成29年第4回士別市議会定例会会議録（第1号）

平成29年11月30日（木曜日）

午前10時00分開会

午前11時14分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 88号 士別市農業農村整備事業分担金等徴収条例の制定について

日程第 3 議案第 89号 士別市水道料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 90号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 92号 士別市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第 93号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

議案第 94号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 95号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 96号 士別市農業委員会定数条例の全部を改正する条例について

日程第 8 議案第 97号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 98号 和解について

日程第10 議案第 99号 損害賠償の額を定めることについて

日程第11 議案第100号 平成29年度士別市一般会計補正予算（第8号）

議案第101号 平成29年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第102号 平成29年度士別市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第103号 平成29年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第104号 平成29年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第105号 平成29年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第106号 平成29年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第107号 平成29年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 認定第 1号 平成28年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
 認定第 2号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
 認定第 3号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
 認定第 4号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
 認定第 5号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
 認定第 6号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
 認定第 7号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
 認定第 8号 平成28年度士別市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
 認定第 9号 平成28年度士別市病院事業会計決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
- 日程第13 報告第 17号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告について（総務産業常任委員長結果報告）

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長(併)選挙管理委員会事務局長	中舘佳嗣君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院事務局長	加藤浩美君

教育委員会 教 育 長	中峰寿彰君	教育委員会 教 育 長	村上正俊君
----------------	-------	----------------	-------

農業委員会 会長職務代理者	飛世 薫君	農業委員会 農 務 課 長	須藤友章君
------------------	-------	------------------	-------

監査委員	吉田博行君	監査委員 監 査 局 長	穴田義文君
------	-------	-----------------	-------

事務局出席者

議会事務局長	浅利知充君	議会事務局 議 務 課 長	岡崎浩章君
議会事務局 議 務 課 主 幹	前畑美香君	議会事務局 議 務 課 主 幹	駒井靖亮君

(午前10時00分開会)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

平成29年第4回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超えておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) 本定例会の会議録署名議員には、14番 井上久嗣議員、15番 粥川 章議員、16番 斉藤 昇議員を指名いたします。

○議長(丹 正臣君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。8番 岡崎治夫議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告については、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第88号 士別市農業農村整備事業分担金等徴収条例の制定について

議案第89号 士別市水道料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第90号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第91号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第92号 士別市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第93号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

議案第94号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第95号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第96号 士別市農業委員会定数条例の全部を改正する条例について

議案第97号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第98号 和解について

議案第99号 損害賠償の額を定めることについて

議案第100号 平成29年度士別市一般会計補正予算(第8号)

- 議案第101号 平成29年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 平成29年度士別市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第103号 平成29年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成29年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 平成29年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第106号 平成29年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 平成29年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）

2. 常任委員会から送付された調査経過及び結果の報告は次のとおりである。

報告第17号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告について

3. 決算審査特別委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

- 認定第1号 平成28年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成28年度士別市水道事業会計決算認定について
- 認定第9号 平成28年度士別市病院事業会計決算認定について

4. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 8月、9月分

5. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
29. 10. 27	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	29. 10. 27	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 復興大臣 衆議院議長 参議院議長
〃	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書	〃	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣

			国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長
29. 10. 27	道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書	29. 10. 27	北海道知事 北海道教育委員会 教 育 長

6. 議長会の関係については次のとおりである。

(1) 北海道市議会議長会中央実行運動

- イ. 開催日 平成29年11月7日
- ロ. 要望先 道内選出国會議員
- ハ. 出席者 丹議長
- ニ. 要望事項
 - ・北海道新幹線の建設促進について
 - ・並行在来線への支援措置について
 - ・北方領土問題の早期解決等について
 - ・J R北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援措置について
 - ・北海道の道路整備について
 - ・地域医療体制の充実確保について

(2) 第12回全国市議会議長会研究フォーラム

- イ. 開催日 平成29年11月15日から16日
- ロ. 開催地 兵庫県姫路市
- ハ. 出席者 丹議長
- ニ. 内 容 中邨章明治大学名誉教授による議会改革に関する講演の後にパネルディスカッションを行い、課題討議、視察を行った。

7. 議員の派遣についての報告は次のとおりである。

(1) 北海道縦貫自動車道 士別剣淵～名寄現場視察

- イ. 派遣場所 川西・武徳地区工事現場
- ロ. 派遣期間 平成29年10月27日
- ハ. 派遣議員 丹議長、谷口副議長、井上議員、大西議員、岡崎議員、粥川議員、喜多議員、国忠議員、斉藤議員、十河議員、谷議員、遠山議員、松ヶ平議員、山居議員、渡辺議員

(2) さっぽろ市士別ふるさと会

- イ. 派遣場所 札幌市
- ロ. 派遣期間 平成29年10月28日
- ハ. 派遣議員 丹議長、岡崎議員、粥川議員、喜多議員、斉藤議員、十河議員、谷議員、松ヶ平議員、山居議員、渡辺議員

(3) 産業フェスタみよし2017

- イ. 派遣場所 愛知県みよし市
 ロ. 派遣期間 平成29年11月4日から6日
 ハ. 派遣議員 谷口副議長、国忠議員

8. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野勇司	副市長	相山佳則
市立病院副院長	三好信之	総務部長(併)選挙管理委員会事務局長	中舘佳嗣
市民部長	佐々木幸美	保健福祉部長	田中寿幸
経済部長	井出俊博	建設水道部長	沼田浩光
朝日総合支所長	法邑和浩	市立病院事務局長	加藤浩美
総務部長 総合企画室長	東川晃宏	市民部次長兼環境生活課長兼バイオマス資源堆肥化施設長	千葉靖紀
保健福祉部 こども・子育て 応援室長	平岡恵子	保健福祉部健康長兼推進室長兼地域包括支援センター所長	米谷祐子
経済部次長兼 農業振興課長	藪中晃宏	経済部国営農地再編推進室長兼参事	三上正洋
建設水道部技監 兼土木管理課長	工藤博文	朝日総合支所次長兼地域住民課長(併)生涯学習部次長(併)選挙管理委員会事務局次長	長南広基
会計室長	遠藤陽子	企画課長	大橋雅民
秘書広報課長	岡崎忠幸	総務課長兼新庁舎準備室長(併)選挙管理局委員会事務局長選挙課長	青木伸裕
総務課参事	清水孝幸	財政課長兼新庁舎準備室参事	丸徹也
市民課長	佐藤祐希	環境センター長	大留義幸
税務課長	古川敬	子育て支援課長	藪中洋行
保育推進課長	石川一恵	保育推進課参事	東川由美

保育推進課参事	石川 美由紀	福祉課長	川原 広幸
介護保険課長	松ヶ平 久美子	いきいき健康センター館長	菅井 勉
保健福祉センター所長 兼成人病検診センター所長	増田 晶彦	農業振興課参事	林 秀忠
商工労働観光課長	徳竹 貴之	建築課長兼 新庁舎準備室参事	佐々木 誠
建築課参事兼 新庁舎準備室参事	峯垣 智剛	施設維持センター所長	三和 宏光
上下水道課長	寺田 和寛	上下水道課参事	山下 正明
経済建設課長	岡田 詔彦	林務課長	鶴岡 明浩
会計課長	佐藤 義弘	市立病院事務局 経営管理課長	池田 亨
教育委員会 教育会長	中峰 寿彰	教育委員会 生涯学習部長	村上 正俊
教育委員会 生涯学習部次長 兼学校教育課長	鴻野 弘志	教育委員会 生涯学習部次長 兼地域教育課長 兼朝日公民館長 兼あさひライズ サンホール館長	漢 幸雄
教育委員会 合宿推進室 里長	加納 修	教育委員会 別東高等学校 事務部長	四ッ辻 秀和
教育委員会 学校給食センター所長	高木 健史	教育委員会 社会教育課長兼 つくも青少年の 家所長兼 博物館館長兼 公会堂展示館長	武山 鉄也
教育委員会 中央公民館 兼市民文化センター館長	輿水 賢治	教育委員会 図書館館長 兼生涯学習情報 センター所長	岡田 英俊
教育委員会 スポーツ課長 兼総合体育館 兼スポーツ交流館長	坂本 英樹	教育委員会 合宿推進室 参事	濱田 納睦
農業委員会 会長	松川 英一	農業委員会 会長職務代理者	飛世 薫

農業委員会
事務局 会長 武田 泰和

農業委員会
総務課 会長 須藤 友章

監査委員 吉田 博行

監査委員
事務局 局長 穴田 義文

監査委員事務局
監査課 局長 青木 秀敏

9. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長 浅利 知充

議会事務局
総務課 局長 岡崎 浩章

議会事務局
総務課 主幹 前畑 美香

議会事務局
総務課 主事 駒井 靖亮

以上報告する

平成29年11月30日

士別市議会議長 丹 正 臣

○議長（丹 正臣君） 議事に入る前に、市長より、行政報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

お許しをいただきましたので、諸般の行政報告をいたします。

初めに、農業関係についてです。

昨年は、例年になく早い根雪となり、ビートや大豆の収穫に大きな影響を及ぼしましたが、本年は10月末をもって、全ての収穫作業を終えたところです。

水稻は、6月中旬の低温と日照不足により分けつにむらが起こり、一部圃場で青米が発生しましたが、結果としては、ほぼ平年並みの収量となりました。

春まき小麦の収量は、平年より若干上積みとなる一方、秋まき小麦は、昨年秋の降雪により雪腐れ病が発生し、収量、品質とも低下しました。

バレイショでは、収量は平年並みでしたが、カボチャやタマネギなどは平年以上のできとなったところであり、今後は収穫後の農産物の品質管理に万全を期してまいります。

また、ビートにおいても収量、糖度とも平年を上回るできとなり、操業82年目を迎える日本甜菜製糖士別製糖所の水蒸気は、士別にとってまさに冬の風物詩となっています。

次に、いきいき健康センターについてです。

いきいき健康センターは、開設から1周年を迎え、子供から高齢者まで3万人を超える市民の利用がありました。

センターでは、この間、「介護予防いきいき大作戦」と題した健康づくり事業や日本医療大学総長の島本和明氏をお招きした講演会など、さまざまなイベントを開催してきました。更に、ふまねっとサロン体験会、血液サラサラ度測定、認知症チェックシステムの体験などを通して、今後も多くの市民が集う中で笑顔あふれる施設となるよう努めてまいります。

次に、まちづくり総合計画の策定についてです。

まちづくりの指針となる総合計画の策定については、これまで振興審議会や次期総合計画検討市民委員会での議論を初め、関係団体からの意見聴取、更には市民説明会を行う中で、基本構想や基本計画などを取りまとめてきたところです。今後は、12月中旬から市民意見の公募を行うとともに、具体的な事業を示す実行計画の策定を進めます。

次に、まかいの牧場との交流についてです。

静岡県富士宮市のまかいの牧場と羊と雲の丘観光株式会社は、平成15年11月に姉妹牧場を宣言し、さまざまな形で親善交流が図られてきました。10月6日には、この交流が15周年を迎えることを記念して、まかいの牧場において羊の交換式が行われ、富士宮市長や士別観光協会会長など関係者立ち会いのもと、まかいの牧場のコリデール種2頭とサフォーク種2頭が相互に贈られました。

現在、世界のめん羊館において、この2頭のほか、まかいの牧場から寄贈をいただいたチェビオット種1頭を含めた3頭を展示しており、今後も引き続き交流が深まることを期待するところです。

次に、日韓ウエイトリフティング大会についてです。

11月11日と12日の両日、本市総合体育館において、日本ウエイトリフティング協会主催による日本・韓国国際友好ウエイトリフティング競技大会が開催され、33名の韓国選手団と23名の日本選手団に加え21名の日本高校選手団の参加のもと、熱戦が繰り広げられました。

今回の大会は、昭和56年の日中友好大会以来、36年ぶりの国際大会の開催となったところであり、士別翔雲高校出身の二階堂選手と福本選手が日本代表として出場し、市民の応援の中、すばらしい試技を披露しました。

3年後の東京、7年後のパリでのオリンピックに向けて、活躍が期待される両国の若手選手の力を試す機会となるとともに、新たな展開に向けた協力体制について、日本協会の三宅会長、小宮山専務理事との意見交換を行ったところであり、今後のホストタウンの推進や合宿の聖地創造への大きなステップとなりました。

次に、スポーツ・文化面での中高生の活躍についてです。

10月23日に新得町で開催された第35回北海道中学校駅伝大会男子の部で、士別中学校陸上競技部が2位に1分46秒の大差で2連覇を果たし、12月17日に開催される全国大会に出場することになりました。今回は2名の選手が区間賞を獲得したところでもあり、上位入賞を目指した活躍に期待をしているところです。

また、士別翔雲高校の新聞局も昨年に引き続き全国大会に出場するなど、今後も本市の子供たちがスポーツ・文化両面で、一層活躍してくれることを願っているところです。

次に、ホストタウンに関連した取り組みについてです。

本年5月に私と丹議長で訪台し、台湾ウエイトリフティング協会との交流事業協定の締結を初めとしたトップセールスを行ったところです。その結果、今年度の士別東高校の台湾見学旅

行が11月13日から4泊5日の日程で実現しました。

2学年の生徒5名と引率教員3名が高雄市や台北市を訪問し、高雄市ではウエイトリフティ
ングの強豪校である日本の高校に当たる鼓山高級中学の生徒との交流を図るとともに、台北市
内では故宫博物館を見学するなど、見聞を広めたところです。

次に、友好都市みよし市との交流についてです。

11月5日に開催された産業フェスタみよしには、市や市議会を初め商工会議所やJ A北ひび
き、青年会議所などから16名が参加し、小野田市長や塚本議長を初め商工会、果樹組合など多
くの方と友好交流を深めました。当日は天候に恵まれ、これまで最高の3万9,000人が会場を
訪れ、パレイショやタマネギ、カボチャなどの農産物とサフォークラム串など、本市が提供し
た商品は、開会前から人気を集めたところであり、さほっちも出張する中で、本市のPRを行
ってきました。

次に、川内村とのきずなづくりについてです。

去る10月21日、22日の両日、川内ふる里まつりに、市や市議会を初めとして7名が参加しま
した。イベントではジンギスカンを販売しましたが、大変好評であり、雨にもかかわらず短
時間で完売となったところです。また、11月16日、17日には職員2名を派遣し、今年度で3回
目となる出張サフォークジムを村内で開催しました。当日は、たくさんの村民に集まってい
ただき、楽しい健康づくりを通してきずなを深めることができました。

川内村では、現在、村民の8割が帰村しており、復興から新たな村づくりへと着実に歩みを
進めていることから、今後もより一層きずなを深めてまいります。

次に、誘致企業との連携についてです。

去る10月15日、トヨタ自動車株式会社土別試験場を会場として、第3回健康ウォーキングを
開催しました。

当日は、土別試験場の協力のもと好天にも恵まれ、参加した約120人は、日ごろ立ち入るこ
とのできない壮大な試験場のコースを紅葉を楽しみながら歩くなど、心地よい汗を流しました。

次に、J R宗谷本線の維持に向けた取り組みについてです。

去る10月28日から29日にかけて、北海道が企画した列車とバスを使ったモニターツアーが道
北を舞台に約120人の参加のもとに開催されました。28日には、沿線で趣向を凝らした取り組
みが催され、本市からは土別サフォークの焼き肉を昼食として提供したところです。こうした
取り組みにより、J Rなどの公共交通や道北地域の魅力発信につながることを期待するもの
です。

また、今月15日には宗谷本線活性化推進協議会が連携して、今年3回目の利用実態調査を実
施しました。今後も、調査結果を分析しながら沿線自治体との協力のもと、路線維持に向けた
取り組みを進めてまいります。

次に、国などへの要望・要請活動についてです。

合併特例債の発行期限再延長に関する中央要望について、去る11月20日に北海道合併市町村

連携会議を構成する自治体代表で、総務副大臣を初めとする総務省幹部や道内選出国會議員に対して要請活動を行いました。

てん菜振興にかかわっては、作付振興を総合的に推進するため、北海道てん菜振興自治体連絡協議会の会長として、役員構成団体である8自治体の首長の皆様とともに11月14日に北海道及び道議會議員に対し、昨日29日には農林水産副大臣と農林水産省幹部、道内選出国會議員に要請活動を行いました。

また、28日には道内の鉄道の維持に向けて、上川総合開発期成会と宗谷・オホーツクの3期成会が合同で中央要請を実施してきました。

最後に、公共工事の執行状況についてです。

本年度の工事発注総額については、補正予算による追加事業も含め201件、約53億4,000万円を予定したところですが、この11月末までの発注状況は、予定件数の約8割、169件の発注を終え、その発注総額は約48億600万円、平均落札率は96.70%となっています。

また、大型建築工事の進捗状況については、北地区子どもセンター建築主体工事が平成31年4月の開設に向け、明年12月中旬に完成予定となっています。

今後、予定している主な工事は、学田西2号線道路流末排水路整備工事、温根別川整備工事などですが、これらについても、順次発注してまいります。

以上申し上げまして、行政報告とさせていただきます。 (降壇)

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月15日までの16日間と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月15日までの16日間と決定をいたしました。

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第2、議案第88号 士別市農業農村整備事業分担金等徴収条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長(相山佳則君) (登壇) ただいま議題となりました議案第88号 士別市農業農村整備事業分担金等徴収条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本市では、これまで農業農村整備事業のうち、土地改良法に基づく受益者分担金等を徴収する際には、士別市土地改良事業分担金等徴収条例によりその事務を行ってまいりました。

しかし、このたび土地改良事業に加えて、土地改良法によらない農業基盤整備促進事業の分担金を徴収するに当たり、既存条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、議案第89号 士別市水道料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいま議題となりました議案第89号 士別市水道料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改定は、水道料金の改定及び水道にかかわる基本水量の変更に伴い、関係する条例を改正しようとするものです。

現在の水道料金は、平成8年5月に改定したところですが、近年、人口減少や高齢化社会の進展などにより給水収益は減少傾向にあるなど、その経営状況は年々厳しさを増しております。

そこで、水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給すること。また、老朽化した施設の更新を計画的に進める上で必要な財源を確保するため、1カ月当たりの水道料金を家事用平均で15.2%の引き上げ改定をしようとするものです。

また、基本水量の変更については、現在の基本水量は昭和49年に設定した8立方メートルであり、当時1世帯平均4人であった構成も核家族化や少子化の影響により、現在の平均は2.1人となるなど、世帯構成の変化や節水型家電製品の普及などによる使用水量の実態に対応するため、1カ月当たりの基本水量を現行の8立方メートルから5立方メートルに変更しようとするものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第4、議案第90号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第91号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第90号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第91号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本年の人事院勧告において、国家公務員の期末勤勉手当の支給割合を年間4.30月分から0.1月分を引き上げ、4.40月分とする勧告が出されたことから、本市議会議員並びに特別職の期末手当についても同様の取り扱いといたしたく、特別職報酬等審議会の意見も踏まえ所要の改正を行うものです。

なお、引き上げの方法としては、本年度は12月期の手当を0.1月分引き上げ、平成30年度以降は、6月期と12月期の手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものです。

また、本改正に伴い増額となる議員報酬約53万7,000円は補正予算で、特別職給与約21万1,000円については現行予算で対応するものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号及び議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第5、議案第92号 士別市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、議案第93号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について及び議案第94号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君）（登壇） ただいま議題となりました議案第92号 士別市病院事

業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について並びに議案第93号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について及び議案第94号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、その概要を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第92号 士別市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてです。

本条例は、士別市病院事業についてより自立的な経営を目指すため、士別市立病院新経営改革プランに基づき、その経営形態について現在の地方公営企業法の財務規定のみが適用となる一部適用から規定の全部を適用とするもので、関連する13条例について所要の改正を行うため制定しようとするものです。

まず、第1条及び第2条の士別市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正は、士別市病院事業について、地方公営企業法の規定の全部が適用となるよう所要の改正を行うもので、平成30年4月1日から施行しようとするものです。また、あわせて地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、利益をもって埋めた後の欠損金残額に資本剰余金を充てることができるよう規定するもので、公布の日から施行しようとするものです。

第3条以下につきましては、地方公営企業法の全部適用に伴い必要となる関係条例の一部改正であり、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

まず、第3条士別市まちづくり基本条例の一部改正及び第4条士別市市民参加条例の一部改正については、条例で規定する行政の定義に病院事業管理者を加え、第5条士別市行政手続条例の一部改正については、条例で規定する条例等の定義に企業管理規程を加えるため改正を行うものです。

第6条士別市情報公開条例の一部改正及び第7条士別市個人情報保護条例の一部改正については、条例で規定する実施機関の定義に病院事業管理者を加え、第8条士別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正については、条例で規定する条例等の定義に企業管理規程を、市の機関等の定義に病院事業管理者を加えるため改正を行うものです。

第9条士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正については、病院事業職員の給与の額及び支給方法については、企業管理規程となる士別市病院事業職員の給与の支給等に関する規程において定めることになるため所要の改正を行い、第10条士別市職員の旅費に関する条例の一部改正につきましても、病院事業職員の旅費の額、支給方法等については、企業管理規程となる士別市病院事業職員旅費規程において定めることになるため、所要の改正を行うものです。

第11条士別市立病院運営審議委員会条例の一部改正については、当該審議委員会を病院事業管理者の附属機関とするため所要の改正を行うものです。

第12条士別市立病院診療費等徴収条例の一部改正については、徴収に係る権限を「市長」から「病院事業管理者」に改め、第13条士別市病院医師修学等資金貸付条例の一部改正及び第14

条士別市立病院看護師研究資金貸付条例の一部改正については、貸し付けに係る権限を「市長」から「病院事業管理者」に改めるため所要の改正を行うものです。

次に、議案第93号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定についてです。

本条例は、士別市病院事業について地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い病院事業管理者が設置されることから、地方自治法第204条第3項の規定に基づき病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものです。

なお、病院事業管理者の給与については病院長としての額とし、寒冷地手当の額及び期末手当の支給に当たって、基準額に乗じる率については、士別市特別職の職員の給与に関する条例に規定する特別職と同額・同率とし、他の手当及び旅費の額については、医師として支給される額となるよう定めるものであり、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

次に、議案第94号 士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてです。

本条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、病院事業職員の給与の種類と基準に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものです。

なお、病院事業職員の給与については、地方公営企業法の規定により給与の種類と基準のみを条例で定め、その額及び支給方法は、士別市病院事業職員の給与の支給等に関する規程において定めることになるものであり、現行の士別市職員の給与に関する条例及び士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例に規定する内容と同様となるよう定めるものであり、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上、病院事業に地方公営企業法を全部適用するための関係条例について一括して概要を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは、92号の資本剰余金について確認をさせていただきたいと思えます。

今回新たに、もし欠損金が発生すれば、資本剰余金を取り崩して充当できるという規定になると、条例を制定するということですが、28年度決算を見ると、資本剰余金約4億円余り計上されております。それで、資本準備金的な引き当てをしているのか。あるいは会計上、資産勘定から負債勘定に計上をするのみなのか、この点、確認したいと。

○議長（丹 正臣君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 今回の条例改正に当たりまして、資本剰余金の処理の仕方ということでございます。

現状におきましては、資本取得に当たって補助金等があった場合につきましては長期前受金へと振りかえを行い、減価償却に伴って戻し入れを行っているという流れになっておりますが、平成26年度のこれは会計制度改正に伴うものでございましたが、その時点におきまして、既に

除却されている固定資産等に係る一般会計からの繰入金、それから補助金等に係る資本剰余金が発生しているという状況で、現在4億6,000万円程度あるということでございます。

これにつきまして欠損繰越金、現在約20億円程度ありますけれども、この部分に充当できるというような形に制度を改正しようとするもので、実際には現金を伴うものというような内容にはなってございません。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第94号までの3案件は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第6、議案第95号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第95号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本年の人事院勧告においては、民間給与が国家公務員給与を0.15%上回っている状況から、行政職俸給表（一）の初任給と、若年層職員の俸給を1,000円引き上げるなど、平均で0.2%の水準引き上げが示されたところです。

こうした中で、本市においても地方公務員法に基づき国や他の自治体などとの均衡を図る観点から、国家公務員の改正内容を参考に行政職給料表並びに医療看護職給料表の改正を本年4月1日に遡って実施するものです。

また、期末・勤勉手当についても同様に、現行年間4.3か月分を0.1か月分引き上げ、4.4か月分とするものであり、その引き上げ方法については、議員及び特別職と同様の方法とするものです。

これらの改正による影響額については、一般会計及び特別会計で約1,717万円、水道事業会計で約50万円、病院事業会計で約857万円、合計額は約2,624万円となるところであり、一般会計と病院事業会計は現行予算で対応し、特別会計の一部と水道事業会計については補正予算で措置するものです。

また、士別市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、病院事業職員の給与については新たな条例等で定めることから、病院事業職員に関する条文等を削除するものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第7、議案第96号 士別市農業委員会定数条例の全部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第96号 士別市農業委員会定数条例の全部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づく選挙制と議会及び関係団体の推薦者を市長が選任する選任制の併用から、全ての委員について市長は議会の同意を得て任命する任命制に変更となりました。

このため、農業委員の定数について選出区分ごとに定めていた定数を廃止し、新たに農業委員全体としての定数を定める必要があることから、同法及び同法施行令の規定に基づき所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは1点、質問させていただきます。

言うまでもなく農業委員については、農地の集積を含めて極めて重要な役割を担う立場であります。

そこで、定数が今度新たに27名ということであります。これは恐らく国の基準に基づいて算出した結果だというふうに思いますし、もう一つ、国で示している農地利用最適化推進委員、これを委嘱しないという前提で27名というふうな捉え方だというふうに思います。

そこで、極めて重要な立場の方々を選任するわけですから、現時点で選任に対する考え方、それから現行法で任期が30年の7月でありますから、それまでに選任を進めなきゃならないというふうに思いますけれども、そのスケジュールも含めて考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 須藤農業委員会総務課長。

○農業委員会総務課長（須藤友章君） ただいま士別市農業委員会委員の選任に関する考え方でご

ございます。

また、スケジュールとあわせて御説明をさせていただきますが、現在、農業委員会の委員の選任に関する規則を作成しております。その中で今後のスケジュール等というところでございますが、募集につきましては2月中旬ごろから1カ月程度、3月中旬までを考えております。その後、今回募集ということになりますので、応募いただきました方に対して土別市農業委員候補者の評価委員会を設定いたします。そちらの評価委員会で応募いただきました委員の評価をさせていただきます、その後、市議会での同意をいただくというスケジュールになっております。

委員の選任に当たっての考え方ではありますが、これまで選挙等でありますと、地区ごとに委員がいらっしやったわけではありますが、こちらは今後につきましては、特に地区ごとの人数というものはなくなりますので、この評価委員会の中でそのあたりも考慮をして選任をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 選任手続の方法として、まず募集をかけるということでありまして、例えば従来、議会推薦、あるいは農業団体3団体の推薦というのがあって、定数は20名の団体推薦含めて25名、本来26名で今現在25名です。

そういう経過から見て、例えば団体からの推薦という考え方はないのか。あるいは、もう一点、歴史的な経過があって、どうしても農地の集積等々地域の実態をきちっと把握している方がこの任に当たるべきだというふうに思いますから、地域性をなくすという考え方も国の方針ではあるんだというふうに思いますけれども、実態に合わせた場合、果たして本市の場合、それでなじむのかどうか含めて、もう一度お聞きをしたい。

○議長（丹 正臣君） 須藤課長。

○農業委員会総務課長（須藤友章君） お答えいたします。

農業委員の募集に当たりますのは、市内農業者等からの推薦、また農業関係団体などからの推薦、また一般募集、立候補ということになるかと思えます。これらの方法で募集をする考えでございます。

また、これまでの地区の方、今回制度が大きく変わりますので、今後、地区の皆様からの御要望等ございましたら、新たな選任の制度について、地区での説明なども行いたいと思っております。その際、推薦をいただくということになりますと、先ほどおっしゃられましたとおり、事情に詳しい方、そのような方の推薦をお願いしたいということで説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） わかりました。

それで、議会の同意をとるという前提でありますから、募集なり、推薦なりして、一定の人選が終わった中で評価委員という話がありました。この評価委員というのはどういう立場の方

が評価委員に当たるのか、この辺を確認したいと思います。

○議長（丹 正臣君） 須藤課長。

○農業委員会総務課長（須藤友章君） お答えいたします。

農業委員会委員候補者評価委員会ではありますが、こちらにつきましては、まちの職員で構成をするということを前提に考えております。現在、運営要綱を作成しているところでございます。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第8、議案第97号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいま議題となりました議案第97号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、経営状況の明確化を図るため、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき利益及び資本剰余金の処分方法について条例に定めるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第9、議案第98号 和解についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第98号 和解について、その概要を御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の滞納家賃の全額支払いと明け渡しを求め、借家人及び連帯保証人に対し、平成29年6月16日に旭川地方裁判所名寄支部に訴えを提起した建物等明渡請求事件について、連帯保証人と訴訟上の和解をしようとするものです。

初めに、借家人については、9月7日開廷の第2回口頭弁論において、訴えの内容について結審しました。借家人に係る判決の要旨は、当該建物の明け渡し及び滞納家賃等の全額支払いと訴訟費用の負担を命じるものです。判決確定後、当該建物については10月2日に明け渡しを確認しましたが、滞納家賃等の支払いはいまだ履行されておられません。

家賃を適切に納付いただいている入居者との公平・公正な負担の原則からも、借家人に対し強制執行申し立てを行うなど、受任弁護士と協議の上、引き続き債権の回収に努めてまいります。

一方、連帯保証人については、本事件の請求に係る支払い義務を認め、滞納家賃等のうち元金の約4分の1に当たる38万円を支払うものとして和解したい旨の申し出があったため、弁護士を通じ給与、預金等財産調査を行ったところ、その内容から、今後において強制執行等による債権の回収は困難と判断したところです。

なお、和解に際し、双方が和解内容を事前に確認する受諾和解については、裁判所を通じ11月2日に手続が完了しており、次回、12月5日に予定している第3回裁判において連帯保証人と訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める次第です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第10、議案第99号 損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第99号 損害賠償の額を定めることについて、その概要を御説明申し上げます。

本件は、去る10月27日午前11時30分ごろ、士別市西4条2丁目市道3丁目通りにおいて、公用車がじんかい収集作業中に道路を後退した際、自宅前に駐車中の本市市民の自家用車に接触

し、損傷を与えたものです。このたび、相手方との話し合いが合意に達したところであり、車両の修復及び代車費用として計28万6,252円を賠償金として支払うため、示談書を取り交わそうとするものです。

なお、この賠償金につきましては、当初予算計上の自動車事故等損害賠償金で処理し、全国市有物件災害共済会から補填されるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。粥川議員。

○15番（粥川 章君） 毎年のようにこのような詰めの甘い事故が起きるのは、大変残念に思うわけですが、このじんかい収集作業というのは何名体制で普通行われているのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 大留環境センター所長。

○環境センター所長（大留義幸君） お答えいたします。

通常の収集業務につきましては、3名体制で実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 粥川議員。

○15番（粥川 章君） 3名体制ということは、運転手1名、そして収集に当たる方が2名というふうに理解しているんですけども、この収集の最初に、こういう運転の後退で、補助的な作業確認する人を決めておられるのかどうか、この辺ちょっとお聞きします。

○議長（丹 正臣君） 大留環境センター所長。

○環境センター所長（大留義幸君） お答えいたします。

3名体制のうち1名につきましては、収集に関しての誘導を行うということで取り決めをしているところでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 粥川議員。

○15番（粥川 章君） そういうことで、安全の確認が徹底されるというふうに指導していると思うんですけども、今後こういうようなことのないように、ひとつ詰めの指導を徹底していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 大留所長。

○環境センター所長（大留義幸君） お答えいたします。

本来、今、議員おっしゃられましたとおり、後退する場合については、誘導員をつけるということが取り決められておるわけですが、今回のケースにつきましては、ごみの取り残しを確認する際に、短い距離を後進したことによりまして、誘導員の配置が間に合わなかったというケースでございます。

今回の事故を受けまして全ての収集担当職員に、やむを得ず後進が必要な場合は必ず誘導員を配置すること。それから、更なる安全運転の励行の指示を行ったところでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第11、議案第100号 平成29年度士別市一般会計補正予算（第8号）、議案第101号 平成29年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第102号 平成29年度士別市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第103号 平成29年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第104号 平成29年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第105号 平成29年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第106号 平成29年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第107号 平成29年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）、以上8件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第100号 平成29年度士別市一般会計補正予算（第8号）から議案第107号 平成29年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）について、一括してその概要を御説明申し上げます。

本補正は、指定管理者の指定及び維持管理業務委託などに関する債務負担行為の追加並びに人事院勧告に準じた給与及び期末手当の引き上げ、路線バス確保対策など当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次御説明申し上げます。

初めに議会費ですが、議会人件費においては、本年の人事院勧告に準じ期末手当について0.1月分を引き上げ、年間4.4月分へ改定するものとしたことから、53万6,000円を追加補正するものです。

総務費では、情報管理事業費において、携帯電話不感地区を解消するために設置している伝送路の電柱設置経路が変更となることから、光通信ケーブルの移転業務委託料として330万円を計上しました。

地域公共交通総合対策事業費においては、士別軌道が運行する市町村生活バス路線の中多寄線ほか3路線、地域内フィーダー系統運行の武徳線並びに予約制乗合バスの川西・南沢線の委

託料として2,041万3,000円、準生活路線である川南・大和線ほか1路線及び市内循環バス路線に対する補助金並びに道北バスが運行する地域間幹線運行の名寄線に対する補助金として1,038万9,000円、合わせて3,080万2,000円を追加計上したほか、ふるさと寄附金推進事業費においては、1件当たりの寄附金額が高くなったことに伴い返礼品の金額が増加していることから、1万円以上の寄附をいただいた方に贈呈する返礼品の調達・発送に係る費用170万円を追加計上しました。

賦課徴収一般行政経費においては、法人市民税の過年度分の税額更正などによる市税還付金について、当初予算に不足を生じる見込みであることから1,230万円を追加計上しました。

民生費では、介護保険事業特別会計繰出金に90万9,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金に119万6,000円をそれぞれ追加計上しました。

農林水産業費では、農業農村整備事業費において、道営農業農村整備事業天塩川第三支線の用水施設保全事業の農家負担を軽減するため、北海道の整備費の増額に合わせ本市の負担金として100万円を追加計上したほか、農業集落排水事業特別会計繰出金に15万円を追加計上しました。

土木費では、除雪機械整備事業費において、国の社会資本整備総合交付金の減額に伴い地方債に財源振りかえを行うとともに、公共下水道事業特別会計繰出金に25万円を追加計上しました。わくわく水郷公園再開発事業費においては、国との協議による起債額の増額に伴い一般財源から地方債に財源振りかえするものです。

なお、これらに要する財源については道支出金及び地方債などの特定財源のほか、財政調整基金及び前年度繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

続いて、債務負担行為の補正についてです。

現在、指定管理者制度により管理運営を委任している15施設のうち、市営牧野大和牧場のほか8施設については今年度で指定管理期間が満了することから、新年度に向けて指定管理者の選定手続を行うため債務負担行為を追加するほか、一般廃棄物収集業務やし尿前処理施設などの公用及び公共用施設等の維持管理業務委託について、事前に契約をすることにより円滑に業務を遂行するため、同様の措置を講ずるものです。

なお、指定管理者の指定については、今後、審査委員会での選定結果を踏まえ平成30年第1回定例会において提案する予定です。

地方債の補正については、歳出予算との関連から所要の措置を講じたほか、国との協議による起債限度額の変更を行いました。

次に、特別会計並びに企業会計について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計では、平成30年度からの都道府県化に伴い、国保システムの改修経費等が当初予算を上回る見込みであることから345万7,000円を追加計上しました。財源については、国・道支出金をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、後期高齢者医療特別会計では、平成29年度の保険基盤安定負担金の額が確定したこと

に伴い119万6,000円を追加計上しました。財源については、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図りました。

次に、介護保険事業特別会計では、平成30年4月の介護保険法等の改正に伴うシステム改修委託料として186万8,000円を追加計上しました。財源については、国庫支出金のほか一般会計繰入金をもって収支の均衡を図ったところです。

続けて、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計並びに水道事業会計について申し上げます。

各会計ともに本年の人事院勧告に準じた改定と職員人件費の所要額を見込み、公共下水道事業特別会計で25万円、農業集落排水事業特別会計については15万円を追加計上し、財源については、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図ったほか、水道事業会計では230万円を追加計上するものです。また、各会計ともに施設の維持管理業務委託などについて、事前に契約することにより年度当初から円滑に業務を実施するため、債務負担行為の追加を講じるものです。

病院事業会計においても、施設の維持管理業務委託などについて同様の措置を講じたところです。

以上、今回の補正の概要について申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号から議案第107号までの8案件は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第12、認定第1号 平成28年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第9号 平成28年度士別市病院事業会計決算認定についてまで、以上9案件を一括議題に供します。

決算審査特別委員長の報告を求めます。井上久嗣委員長。

○決算審査特別委員長（井上久嗣君）（登壇） ただいま議題となりました認定第1号 平成28年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成28年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの9案件に対する決算審査特別委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

決算審査においては、限られた財源の中で事務事業の執行が適正かつ効率的に実施されているか、市民サービスや福祉の向上が図られているかなど、決算書及び関係書類はもとより、監

査委員の決算審査意見書なども参考にしながら、幅広い視点から慎重に審査を行いました。

審査経過については、10月27日に委員会を開会し理事会の設置、委員会の日程などを決定した後、11月8日から11月10日までの3回の委員会において、審査に必要な資料の提出を求めながら、款・項・目別の質疑を行いました。

1日目は一般会計歳入及び一般会計歳出の民生費の社会福祉費まで、2日目は一般会計民生費の児童福祉費から商工費まで、3日目は一般会計土木費から予備費並びに各特別会計、各企業会計の決算内容について、牧野市長を初め説明員の出席を求め、慎重かつ詳細に審査したところであります。

審査結果については、認定第1号から認定第9号までの9案件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9案件は原案のとおり認定と決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第13、報告第17号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題に供します。

総務産業常任委員長の報告を求めます。井上久嗣委員長。

○総務産業常任委員長（井上久嗣君）（登壇） 総務産業常任委員会の所管事務調査について、概要を報告いたします。

去る11月7日に建設水道部に関する3件の所管事務調査を行いました。

1件目として、わくわく水郷公園再整備事業に関して調査を行いました。

初めに、委員会室で説明員により資料による説明を受け、その後、現地を視察いたしました。

この再整備事業は、3カ年の計画で本年度が最終年度であり管理棟の建設が完了したところでしたが、冬期間を迎えるに当たり、つくもビーチや園路等々急ピッチに工事が行われていました。完成オープニングは来年度となりますが、本年夏には既に近年にない多くの市民でにぎわい、市民の関心も高く、完成後の更なるにぎわいを期待したところです。

2件目として、水道料金改定と上下水道に係る基礎水量の変更に関しての調査を行いました。

21年ぶりとなる水道料金の改定は市民への影響も大きいものであり、改定率も少なくなく、その要因や市民への更なる周知など多くの意見が出されたところです。

3件目として、立地適正化計画策定事業に関して調査を行いました。

この計画は29年度、30年度の2カ年での策定作業を進めておりその概要が出てきたところがあります。この計画は、コンパクトなまちづくりを進めるために都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定し、設定後には国の各種支援策が受けられ今後の本市の都市計画に大きく影響するため、議会としてその策定の流れを今後も注視していくべきと感じたところです。

以上で総務産業常任委員会の所管事務調査の報告といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で総務産業常任委員会の所管事務調査の報告を終わることにいたします。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明12月1日から11日までの11日間は休会といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月1日から11日までの11日間は休会と決定いたしました。
なお、12月12日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時14分散会）